

大阪府監査委員告示第25号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年8月7日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造
同	品川	公男
同	磯部	洋

(通知文)

都第1401号
平成21年6月29日

大阪府監査委員	品川	公男	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<委託売店の適正な収入確保について>

- 1 監査対象機関
財団法人大阪府公園協会
- 2 委員意見

A公園内売店においては、長期間、契約書に定める売上報告書の提出がなされていないため、受託業者から協会に納付されるべき売上納付金額の確定ができず、請求を行っていない。また、受託者が負担すべき光熱水費についても未納の状況が続いている。

このため、当該受託者に契約条項の遵守を求め、適正な収入確保に努められたい。（平成19年度）

3 措置の状況

(金額の確定、請求、契約の解除、裁判関係について)

平成 19 年度に措置済みです。

(債権回収について)

顧問弁護士と相談しながら、債権回収の手続を進めていましたが、平成 21 年 3 月 18 日付けで行った民事執行申立に対し、同年 4 月 6 日付けで大阪地方裁判所執行官から債権不能調書が提出されたため、平成 20 年度決算において損失金として計上し、処理することとしました。

<現金等の管理事務について>

1 監査対象機関

財団法人大阪府公園協会

2 委員意見

財団法人大阪府公園協会の本部事務局や各公園管理事務所における現金・預金等の管理状況を实地に監査したところ、現金過不足に係る事務処理方法があいまいであること、事務処理が遅延していたこと等により、同財団の会計に算入されていない現金が存在する状況であったので、現金の管理事務の抜本的な改善を図られたい。

また、至急の経費支出を行うための制度が不十分であることから、小口現金制度の導入等、制度改善を検討されたい。

さらに、金庫内に親睦会費等が管理不十分な状態で保管されているものが散見されたので、大阪府の制度も参考にしながら、取扱方法の改善を図られたい。(平成 19 年度)

3 措置の状況

(現金等の管理事務の改善について)

会計規程に基づく取扱いと併せ、協会での具体の事例を示して、月 1 回のセンター長会議や事務所内会議時に取扱い説明を行うなど、引き続き各事務所において現金等の管理事務を適正に行うよう、職員に周知徹底しました。

また、各事務所の現金取扱事務について、事務局で併せて確認するよう体制を整え、不備の恐れのあるものなどについて直ちに指導を行うとともに、事務処理の状況について、事務局による実地での抜き打ちのチェックを行うこととし、今年度は 4 事務所(服部緑地、大泉緑地、久宝寺緑地、せんなん里海公園)に対して実施しました。

今後においても、引き続き会計規程等の遵守を徹底し、適正な現金管理に努めます。

(至急の経費支出の制度の検討について)

平成 20 年度は、当協会の会計規程で定めている「資金前渡」と所属長の事前了解による職員の「立替払」を厳正に運用しました。

平成 21 年度からは、これまでの会計規程の徹底に加え、新たに小口現金制度を導入することとし、取扱要綱を定めました。今後においても適正な経費の支出に努めます。

(親睦会費等の管理について)

親睦会費等については所属長を通じて公金と区分して管理することを徹底させるとともに、事務局の実地でのチェックにおいて、金庫の使用状況を併せて確認するなど、引き続き適正な管理に努めました。